



基徴発第 1001001 号
平成 15 年 10 月 1 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労働保険徴収課長

いわゆる退職金の前払いに係る一般保険料の算定における取扱いについて

退職金相当額の全部又は一部を在職中に給与や賞与に上乗せするなどして前払いする制度（いわゆる退職金の前払い制度）に係る一般保険料の算定における取扱いについては、数局から問い合わせがあったところであるが、下記のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

- 1 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、労働の対償としての性格が明確であり、労働者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有することから、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入するものであること。
- 2 退職を事由として支払われる退職金であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては、従来どおり、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しないものであること。